

東北生活文化大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東北生活文化大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

明治 33(1900)年設立の東北法律学校、明治 36(1903)年開学の東北女子職業学校、昭和 33(1958)年創立の三島学園女子大学を経て、大学は校訓「励み、謹み、慈み」を継承している。また、建学の精神に基づき、学則に大学の使命・目的及び教育目的を具体的に明文化し、大学ホームページ等で公表している。開学以来、実践的教育の重視、少人数教育の重視、生活と美の融合を特色として地域の生活や社会貢献に寄与する人材育成を行うなど、大学の使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色が反映されている。大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。家政学部、美術学部を設置し、各種支援センターを配置するなど、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織は整備されている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜の基本方針を各学科・専攻で定めて、学内外へ周知を図っている。入学者選抜は、適切な体制のもとに行われている。

クラス担任が各学期に面談を実施して学修指導や生活面での細やかな助言を行うほか、教員組織、各種の委員会・センター及び学生課、教務課などから構成される教職協働での学生支援体制が整備され、適切に運営されている。キャリア教育の支援体制の整備に加え、「三島学園産学連携協議会」を組織し、県内外の企業と連携してビジネス環境の変化に即応できる人材育成を行うなど、積極的な取組みが行われている。学生課、学生支援委員会、クラス担任、学生相談所及び保健センターが学生生活の支援に適切に当たっている。

校地・校舎は設置基準を上回る十分な面積を有し、有効に活用されている。学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムは概ね整備されている。

〈優れた点〉

○学生が職業を有している場合や、その他家庭の事情等により 4 年間での履修が困難な場合、長期履修制度を設け 4 年分の学生生徒等納付金で最長 8 年間の在学を可能にしており、社会人学生に対して手厚い配慮がなされている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

大学の教育目的・使命に基づき、学部・学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーとカリ

キュラム・ポリシーを定めて学内外に周知しており、両者の一貫性が確保されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定めて適用している。教養教育は、全学部に通じた「大学共通教養科目」として設けられ、適切に実施されている。入学前教育として eラーニング、初年次教育として「スタディスキルズ」、体験学習・調査学習等のアクティブ・ラーニング、専門教育の一環としての研修旅行の実施など、授業に工夫がなされている。アセスメント・ポリシーの評価方法・指標に基づき、学修成果を点検・評価した結果を改善につなげるための実施体制に不十分な点があり、一層の努力が望まれるものの、FD委員会による授業改善アンケート等の実施など、教授方法を改善するための組織体制は整備されている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の教授会は教授会規程に従って運営されており、学長が教学マネジメントに関する意見を聴取する体制が整備されている。また、教授会前の学長及び幹部教職員による会議や、学科・専攻での会議による意思の統一を図っており、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制は整備されている。

大学の各職務の権限の分散と責任は明確化され、大学の意思決定及び教学マネジメントは大学の使命・目的に沿って概ね適切に行われている。また、定期的な FD(Faculty Development)研修の開催や学内公開授業を実施するなど、FD委員会による組織的な研修の実施とその見直しが行われており、SD(Staff Development)研修にも取り組んでいる。大学独自の研究支援制度を設けるなど、適切な研究環境を整備し有効に活用している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

教育情報及び経営情報等は適正に公表されており、環境保全、人権及び安全に関する諸規則が整備され、有効に活用されている。また、会計処理は学校法人会計基準や経理規程等に基づき適正に行われており、会計監査も体制を整備し概ね厳正に実施している。

一方で、使命・目的の実現のための法人及び大学運営において、寄附行為をはじめ諸規則を定めているが、理事会・評議員会の運営などで規則と異なる手続きが行われており、法人全体での厳正な経営の規律と誠実性の維持への取り組みが強く求められる。また、ガバナンス機能の向上のため、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備に一層配慮する必要がある。中期的な計画の策定では、法人及び大学の各部門で検討された将来構想に基づき学内理事会での検討を経て理事会で決定されているが、計画に沿って財務運営を行った場合も安定した財務基盤が確立されるとはいえず、強く改善を求める。

「基準 6. 内部質保証」について

学則に従って大学の自主的な自己点検・評価が実施されている。内部質保証に関する全学的な方針を明示しているが、内部質保証のための責任体制をより明確化し、恒常的な組織体制とするため、今後更なる努力が求められる。平成 23(2011)年度より PDCA サイクルを取入れ、内部質保証のための自主的な自己点検・評価に努めている。平成 29(2017)年度に IR 室を立ち上げ、学生の学修状況や入試情報等の現状把握のための調査・データの収集と分析を行っている。自己点検・評価や認証評価等の結果を踏まえた中期的な計画

に基づき大学運営の改善・向上が図られている。大学は、内部質保証のための PDCA サイクルの実質化の途上にあるため、今後、大学全体で内部質保証の機能性を高めるためのより効果的、継続的な取組みに期待したい。

総じて、大学は、建学の精神を柱に「我が国の生活文化の向上を図る」という使命・目的を達成するために、歴史の中で培われた個性や特色を生かして教育研究活動に取り組んできている。大学は、「地域の生活および文化の創造に貢献できる人材の育成」を教育目的としており、「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」として、今後、その教育特色を更に発展させていくことに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献および連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 文化創造に寄与する美術学部の取り組み
2. 服飾文化の伝統の継承

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神に基づき、学則第 1 条に「我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成する」と明確に定められている。建学の精神にのっとり、学則第 5 条に大学の教育目的を具体的に明文化、簡潔に文章化し、大学ホームページ等で公表している。開学以来一貫して、実践的教育の展開、少人数教育の重視、生活と美の融合を特色として地域の生活や社会貢献に寄与する人材育成を行うなど、使命・目的及び教育目的に個性・

特色が反映され、学内外に明示している。社会情勢に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しが行われ、学部新設などの改革に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育課程に伴う重要事項は、教授会で教職員に周知されるほか、学長から理事会や評議員会で説明されるなど、使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与、参加している。大学の使命・目的及び教育目的は、大学ホームページ、「SeiBon（大学案内）」「大学要覧」などで適切に学内外に周知されている。

「中期将来構想（計画）」として、「教育の質保証と専門知識等の学力の向上」をはじめとした教育方針が示され、使命・目的及び教育目的を中期的な計画に反映させている。また、使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映させている。

学則に定めた使命・目的及び教育目的を達成するために 2 学部を開設し、各支援センターを設置するなど、必要な教育研究組織は整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、使命・目的及び教育目的に基づき、学部・学科・専攻別に定められ、大学ホームページ、「入学試験要項」「SeiBon（大学案内）」「大学要覧」など

で公表し、入試説明会などでも説明して周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試形態により入学者選抜を実施している。入学者選抜方法の妥当性についても、「アドミッションセンター」が各学部・学科・専攻からの報告の確認及びデータの集積と分析を行うなど、適切な体制のもとに行われている。

入学定員に沿った学生の受入れ数を維持するために、今後も努力を継続することが望まれる。

〈参考意見〉

- 美術学部美術表現学科の令和 2(2020)年度入学生が入学定員を大幅に超過したことで、一部の学生の施設・設備の利用に支障がある点について、入学定員に沿った学生の受入れに関する具体的な方策を検討することが望まれる。
- 家政学部家政学科の収容定員未充足が継続している点について、改組転換などの改革を経て令和 2(2020)年度に収容定員充足率が向上し、回復の兆しが見えつつあるが、今後も継続して入学生確保のための努力が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員組織、各種の委員会・センター及び学生課、教務課などから構成される学修支援のための教職協働の体制が整備され、学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制が適切に運営されている。また、一部の専攻を除いて複数の教員による担任制が導入されており、担任が1人だけのクラスも十分にクラス担任の眼が届く規模であり手厚い対応がされている。教職協働による学修支援に基づいた「学生修学支援対応マニュアル」及び「担任による指導・支援の指針」などに従って、学生一人ひとりの目標に合わせた学修指導や生活面での細やかな支援が行われている。TAに代わる制度として、令和元(2019)年度からSA(Student Assistant)制度が実施され、教員の教育活動への支援が適切に行われている。オフィスアワーは全学的に適切に実施されている。障がいのある学生に対しても適切に配慮されている。

〈優れた点〉

- 学生が職業を有している場合や、その他家庭の事情等により4年間での履修が困難な場合、長期履修制度を設け4年分の学生生徒等納付金で最長8年間の在学を可能にしており、社会人学生に対して手厚い配慮がなされている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

初年次に基礎的な知識を学ぶ「スタディスキルズ」「ライフデザイン」や、2～4年次に開講する「キャリア開発」「キャリアサポート」などの科目群を体系的に設置し、「インターンシップ実習」を通して実社会に対応した教育を展開するなど、キャリア教育の支援体制が整備されており、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し適切に運営している。「公的資格取得支援センター」を通じて健康栄養学専攻の国家試験対策としてのセミナーを開催している。また、服飾文化専攻の資格取得に向けてさまざまな専門の講座を開講し、家政学部生活美術学科では、中学校・高等学校教員免許・学芸員の資格取得や小学校二種免許状取得のためのコースを開設している。3年次に公務員試験対策講座を開設しているほか、「三島学園産学連携協議会」を組織し、県内外の企業と連携してビジネス環境の変化に即応できる人材育成を行うなど、キャリア教育のための取組みが行われている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導への取組みは、学生課と学生支援委員会が中心になり、クラス担任、学生相談所、保健センターが連携し、適切に対応している。特に、クラス担任の業務のために「学生修学支援対応マニュアル」を作成し、学生の状況の把握だけでなく各部署と連携を図りながらクラス運営を行うなど、取組みに工夫がなされている。

また、大学独自の授業料減免制度や奨学金制度を設け、学生に対する経済的支援を適切に行っている。学生の課外活動への支援は、教員と学生で組織された学友会と保護者等で構成された後援会が取組んでいる。

学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談には、保健センターと学生相談所が対応に当たっており、ハラスメントへの対応は、学生課も交えて速やかに対応できる体制が整備されている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る面積の校地・校舎を有し、講義室、実験・演習室、体育館、運動場、図書館などが適切に整備され、有効に活用されている。博物館実習施設として活用されている「顕彰館」等の施設・設備だけでなく、教育目的の達成のために快適な学修環境も整備している。図書館は適切な面積と座席数を有し、映像閲覧等のための設備やスペースが設置されており、教育研究上必要な蔵書、学術雑誌、視聴覚資料を有し、図書館蔵書検索システムによる蔵書検索や、タブレット型パソコンの貸出しによる少人数の授業及びゼミ等、個人学習やグループ学習での活用にも対応できる環境が整備されている。障害のある学生等への対応のため、スロープや階段の手すり、エレベータの設置などのバリアフリー化が行われているだけでなく、施設・設備の安全性と利便性の維持・管理にも配慮がなされている。また、授業を行う学生数は教育効果を上げられるような人数になっている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

教員の教授能力・技能の向上と学生のニーズに対する授業への改善を図るために、FD委員会により全授業を対象に「学生の授業改善アンケート」が実施されている。また、学修に係る学生の意見・要望は、クラス担任、学生相談所、教務課、学生課が受入れの窓口になり把握している。学生の心身に関する健康相談は、保健センターが窓口となり学生相談所と連携して対応している。障がいを持つ学生への対応として、平成 29(2017)年度に設置された障がい学生支援センターが教職員の共通理解を図っている。また保護者の意向調査票から得た情報を保健センター、学生相談所及び担任が共有して活用することにより、学生の生活全般をサポートしている。経済的支援をはじめとする学生生活に関する相談は、学生相談所、学生課及び担任が対応し、学生支援委員会及び教授会で報告されている。

〈参考意見〉

○学修環境に関する学生の意見・要望を十分に改善に反映できているとはいえないので、調査の実施頻度と分析の方法を見直し、より綿密に学生の意見をくみ上げ、改善に反映させる体制の構築が望まれる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえ、学部・学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生便覧、「SeiBon (大学案内)」「大学要覧」に掲載している。また、新入生に対しては必修科目の中で説明し、周知を図っている。

学則及び「東北生活大学共通教育課程、履修方法等に関する規程」に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、既修得単位数等を適切に定め、概ね厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部・学科・専攻ごとに、カリキュラム・ポリシーを大学ホームページ、学生便覧、「SeiBon (大学案内)」に掲載し周知している。専攻ごとのカリキュラム・マップ、カリキュラムチャートを作成してカリキュラムを体系的に編成している。ディプロマ・ポリシーと関連付けてシラバスに各授業の到達目標を記載し、成績評価方法・基準を明記するとともに、教員相互によるシラバスチェックを行うなどシラバスの整備に努めている。教養教育科目は大学共通科目とし、学部・専攻の教育目標に合わせて修得単位数

の下限を設けて基礎学力の向上や教養の保証を行っている。

入学前教育からさまざまな体験学習、調査学習等によるアクティブ・ラーニング、問題解決型授業などを取入れ授業内容・方法に工夫をしている。FD 委員会による授業改善アンケート、公開授業などを実施し、教授方法の改善に努めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーと育成する人材像を踏まえたアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の点検・評価を実施しているが、多様な尺度に基づき、組織的分析に更なる工夫を加え、教育内容・方法及び学修指導の改善へのフィードバックに努めることを期待したい。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、「学生による授業改善アンケート」「新入生アンケート調査」「在学生アンケート調査」「卒業生アンケート調査」を実施し、集計結果を教職員に配信して情報共有すると同時に、教授会等でも報告されている。また、授業評価優秀者の表彰やセミナーを開催するなどの工夫により教員それぞれが教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っている。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価のための各種調査は行われているが、組織的なデータ分析及びフィードバックが十分機能しているとはいえないため、今後、体制の一層の整備と円滑な運営が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教授会を通じて教学マネジメントに対する意見を聴取して意思決定を行っている。教授会前に学長及び幹部教職員で構成された運営会議が開催され、学科・専攻において定期的な会議を開催して意思の統一を図るなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。また、教授会などの組織上の位置付け及び役割と、学長が教授会に意見を聴く必要がある教育研究に関する重要な事項が各規則に定められ、大学の使命・目的に沿って、意思決定及び教学マネジメントが適切に行われている。

大学の各職務の権限の分散と責任は「三島学園職務権限規程」により明確化されており、副学長の組織上の位置付け及び役割も明確で、機能している。

教職協働を基本とした教育に関わる大学の運営組織が整備されており、教学マネジメントの遂行に必要な職員が配置されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす専任教員数を確保し、各種資格の養成校に必要な教員が適切に配置されている。また、教員の採用・昇任には、「東北生活文化大学教員候補者選考規程」及び「東北生活文化大学教員候補者選考委員会内規」に基づいて選考委員会を設け、教員を選考し、教授会の議を経て理事会で承認を得るなど、規則にのっとり適切に運用されている。

FD委員会規程を定め、これに従いFD委員会を設置している。「学生による授業改善アンケート」を実施して評価分析を行っており、定期的なFD研修の開催や学内公開授業を実施している。また、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」である「みやぎ・せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成」への参加校として教員の教育技法の改善を行うなど、FD、その他の教員研修が組織的に実施されている。

〈参考意見〉

○FD研修の一つである教員セミナー等において、研修後に効果が測定できるようなアンケート調査を行い、PDCAによりFDが機能するよう見直しを行うことが望まれる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の資質向上のために、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 SD 研修に関する規程」により教職員は SD 研修会の参加が義務付けられている。令和元(2019)年度には複数回の SD 研修会が実施されたほか、学外のさまざまな研修会への参加や、職員の資質・能力向上のための研修などが組織的に実施されているが、効果が表れるような体制や方法を整えることが望まれる。

〈参考意見〉

○SD 研修において、研修後に研修効果が測定できるようなアンケート調査を行い、PDCA により SD が機能するよう見直しを行うことが望まれる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

助教以上の全教員に個別の研究室が与えられている。「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理規程」に基づいて研究倫理委員会を設置し、研究倫理に関する審査を行うなど、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

大学独自の「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究奨励賞」及び「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部教育改革推進研究奨励賞」を制定して、将来の研究課題に結びつく先導的な研究、大学の教育上の改革あるいは課題解決に結びつく先導的な研究及び科学研究費助成事業等の外部資金を獲得するための準備的な研究などを対象に、受賞者には学長裁量経費から奨励金を支給するなど、研究活動への支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしていない。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第3条に、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、時世の求める理想的な教育を施し、設立者である三島駒治及び三島よしの教育精神を体し、わが国教育の振興改善と人材育成に寄与することを目的とする。」と定めている。また、組織倫理についても、「三島学園教職員倫理綱領」を定めて組織における倫理の確立に努めている。

使命・目的の実現のため、全学的な体制で「中期将来構想（計画）」や各年度の事業計画を策定し、継続的に努力している。

環境保全、人権、安全配慮は、各種規則などにより学生及び教職員ともに意識の向上を図り、運用がなされている。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしていない。

〈理由〉

令和元(2019)年度は年4回理事会を開催しており、いずれの理事会も理事の出席率が高いことに加え、二人の監事は全ての理事会に陪席して運営されている。また、理事会では「中期将来構想（計画）」に基づいて、具体的な年度計画の策定が行われ、「学校法人三島学園寄附行為施行細則」に従って「学内理事会」が活動し、日常業務を推進している。

しかしながら、理事の選任、学則変更については、寄附行為や寄附行為施行細則に則した理事会及び評議員会の運営とはいええない。また、理事会に諮ることが定められている「資金運用計画」も規則に則した運営が行われておらず、強く改善を求める。

〈改善を要する点〉

- 寄附行為第6条第1項第3号の理事の選任について、「評議員会の意見を聞いて理事会で選任した者」と規定されているが、評議員会の意見を聴かずに選任していることについて改善を要する。
- 理事会の議決を経ずに、文部科学省への学則変更の届出を提出している点は、改善が必要である。
- 「資金運用管理規程」では「資金運用計画」を作成し理事会の承認を経ると規定されて

いるが、「資金運用計画」が理事会に諮られておらず、規則に従った運用を行うよう改善が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定については寄附行為に、大学の意思決定については教授会規程及び関連規則に審議事項が定められている。大学の学部・学科の改組、入学定員に関する事、予算・決算及び事業計画等に関する事は理事会で決定され、具体的内容については教授会で審議されており、教授会には法人事務局長、総務部長及び財務部長が常時陪席するなど、意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の連携が図られている。

理事会の業務の決定に際して、重要事項は理事長が評議員会に諮問している。評議員の出席状況は適切である。また、監事は監査機関として業務及び財産状況の監査を行い、理事会、評議員会及び「学内理事会」に出席し意見を述べている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについて、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備に一層配慮し、ガバナンス機能の向上に努められたい。

〈改善を要する点〉

○平成 29(2017)年度に施設整備を目的とした資金の借入を行う際に、寄附行為に定めている評議員会への諮問事項であるにも関わらず、あらかじめ評議員会の意見を徴していない点は改善を要する。

〈参考意見〉

○「内部監査規程」では、理事長が「監査委員の実施した監査結果について、理事会及び評議員会に報告しなければならない。」と規定しているが、評議員会に報告されていないため、規則に従った運用が望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしていない。

〈理由〉

「中期将来構想（計画）」については、法人内の各部門で検討された将来構想に基づいて「学内理事会」で議論され、理事会で決定される仕組みをとっている。

収入増加策として、科学研究費助成事業等の外部資金獲得の取組みを推進し、支出抑制策として人件費等の見直しを行い、安定した財務基盤の確立へ向けて努力している。

しかしながら、「中期将来構想（計画）」に基づいた財務運営を行った場合も安定した財務基盤が確立されるとはいえず、強く改善を求める。

〈改善を要する点〉

- 「中期将来構想（計画）」に掲げた期間において、計画に基づいて財務運営を行った場合も、法人全体・大学単体いずれの教育活動収支差額も支出超過が見込まれる点は、安定した財務基盤が確立されるとはいえず、改善が必要である。
- 經常収支差額が恒常的に支出超過である状況から、適切な在籍学生数の確保に努め、収支均衡に向けた改善が必要である。

〈参考意見〉

- 「中期将来構想（計画）」に耐震改修等の大規模な施設整備計画が含まれているが、計画を実行する際は、法人全体の財務計画及び資金計画を十分に検討することが望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や経理規程等に基づき適正に会計処理が行われている。

また、公認会計士と監事による監査が複数回行われており、その都度、監事や理事と業務遂行状況や運営方針及び大学内外の動向について意見交換が行われている。毎年度期末の会計監査及び業務監査も実施され、会計監査などを行う体制を整備し概ね厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検および評価を行いつつ現代生活に適応する科学的知識と技量の向上に努める。」と定め、これに基づく自己点検・評価委員会規程に従って自己点検・評価委員会を設置し、運営会議や教授会と協力して自己点検を実施し、結果の分析と改善策の検討を行っている。令和元(2019)年に、「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証に関する全学的な方針が明示され、内部質保証システムとしての PDCA サイクルの実施など、内部質保証のための恒常的な組織体制の構築が図られている。

〈参考意見〉

○自己点検・評価委員会による自己点検・評価活動と、「内部質保証に関する規程」に定められている「内部保証システム」に基づく質保証活動の両活動において、内部質保証のための責任体制やそのための役割をより明確にすることが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度に「PDCA 実施報告書」の作成・提出などを制度化し、これをもとに、学部長・学科長・専攻主任及び委員長を対象に学長・副学長・評価室長及び事務部長によるヒアリングを行い、運営会議や教授会で報告している。自己点検評価委員会及び評価室が中心となり自主的な自己点検・評価を実施し、結果は大学ホームページで公表している。平成 29(2017)年度に IR 室を立上げて、専門職員が調査・データの収集と分析に当たっている。学長・学部長・学科長等から構成される IR 運営委員会を設置し自己点検・評価のための調査・データの収集と分析が行える体制の整備が図られている。IR 室では、法人のデータ集である「FACT BOOK」を発行して、全教職員に配付している。

〈参考意見〉

○IR 室が規則に則して全学的な情報収集・分析、課題発見及び計画提案等の役割を十分に果たしておらず、大学の自己点検・評価活動に寄与しているとはいえないので、体制を強化して実態が伴った取組みを行うことが望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに関連する記載欄を設けた「PDCA 実施報告書」及び「推進事業計画書」を作成し、学長・副学長・評価室長及び事務部長によるヒアリングを受けて適宜、関係部署で改善され教授会で周知されるなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証に取り組んでおり、その結果は概ね教育の改善・向上に反映されている。

将来構想委員会を中心に、自己点検・評価報告書と機関別認証評価等などとの関連性を重視し、「令和元年度エンロールマネジメント」と題した短中期計画を策定しているの、それに基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能することを期待したい。

〈改善を要する点〉

○教育活動における情報収集と分析の体制、経営の規律と誠実性を維持するための取組み、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が十分ではない点は改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献および連携

A-1. 地域貢献および連携の推進

A-1-① 地域貢献および連携の方針の明確性

A-1-② 地域貢献および連携の組織体制

A-1-③ 地域貢献および連携の具体例

【概評】

大学の使命・目的である「社会に貢献する人間性豊かな人材を育成すること」に基づき、「地域の暮らしをデザインする大学」を掲げ、大学が有する知的・人的資源を活用し、地域に根ざした教育に取り組んでおり、広く学内外に明示している。個々の教員の地域貢献活動や災害復興活動を基盤とし、平成 23(2011)年度に地域連携委員会を設置して組織的な活動体制を整えた。また、外郭組織として平成 22(2010)年度より、地域の企業・産業界との連携を旨とする「三島学園産学連携協議会」を発足し、自治体、教育機関、民間企業とも連携し各々のニーズに応じた連携事業を展開している。加えて、平成 31(2019)年度まで、COC+事業「みやぎ・せんだい協働教育による地域高度人材の育成」(代表校：東北学院大

学)にも参画した。

特に、「ワクワクぷろじぇくと」は、大学の個性・特色を端的に学内外に表明する事業の一つであり、地域連携委員会のもとで連携事業の企画・立案、実施及び連絡調整等を所掌し、教職員が一体になり継続、実施している。これらの活動は、教育機関たる大学と地域が連携したプラットフォームとしての機能や責務を担っている。学科を越えてボランティアを募り、地域の産業や文化の継承に寄与すると同時に、仙台市の小学校での継続的な活動に対し、感謝状も贈られている。「ワクワクぷろじぇくと」「シルクプロジェクト」「青苧(あおそ)復活夢見隊」などの連携事業は、学生にとって、各学部・学科・専攻の授業で学んだ知識や技術を社会活動に結びつけ、実体験する機会となっている。さまざまな企画やイベントに継続的に積極的に参加、協力をすることで地域の多くの人々とのつながりを持ち、信頼関係を築くなど地域連携事業を通して成長し就職活動などにも役立てている。今後も大学の特色を生かして、文化の継承や時代のニーズに合わせた企画に取り組み、新たな展開が進むことを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 文化創造に寄与する美術学部の取り組み

< 高校生のためのデッサンセミナー >

本学の特色ある教育資源の社会への還元として、毎年高校生を対象としたデッサンセミナーを開催している。美術の面白さ・楽しさを伝えることを目的に、「美術基礎のためのデッサンコース」と「マンガ・イラストのためのデッサンコース」の2つのコースを設けている。例年、夏期は連続4日間、春期は連続2日間、集中的に実施している。春期のセミナーは、宮城県教育委員会との高大連携事業に位置付けられている。令和元（2019）年度は、合計175名が参加した。セミナー終了時には必ずアンケートを実施し、常時内容の見直しを行い改善に努めている。

< 美術学部学科内コンクール >

当コンクールは、令和元（2019）年度には第46回を迎え、合計35人、38点の応募があった。作品は、ジャンルを問わず、原則として授業外の制作とし、1～4年次が任意に参加する。単位の取得には直接は結びつかないが、例年多くの学生が休業期間などを利用し、意欲的な作品を制作し応募している。学生の自由度を尊重することで、自主性および主体性を育むことに主眼を置いている。

審査は、学部の専任教員の他、県内のギャラリー関係者が行い、最優秀賞や優秀賞をはじめ、各ギャラリー賞が設けられている。全ての応募作品は大学祭で展示される他、入賞作品については本学アトリエおよび Gallery CORE で展示し、一般に公開している。表彰式では、各ギャラリー関係者から具体的な講評をもらいは当該ギャラリーでの発表の機会が与えられる学生もいる。

< TSB アートコンペティション >

若い世代の美術に係る活動の振興や人材育成を目途に、高校生を対象にした美術コンクールを2013年より開催している。県内外の多くの高校生から意欲的な作品が寄せられている。令和元（2019）年度は「自分」をテーマとした B2・F15 号サイズの平面作品（表現材料自由）を募集し、合計13校、107人の応募があった。作品の展示および表彰式は、仙台中心地の文化施設である「せんだいメディアテーク」で開催されている。参加者の中には美術系大学への進学、実社会で活発な美術活動を行う者が多く、美術に関わる人材の育成に一定の役割を果たしている。

2. 服飾文化の伝統の継承

< ファッションショー >

本学では、昭和60（1985）年度から併設する三島学園女子短期大学（現 東北生活文化大学短期大学部）においてクラス対抗ファッションショーとして開催されていたが、平成12（2000）年度から大学祭のメイン企画として、学生有志により自主的に企画、運営されるようになった。衣装デザイン、縫製、モデル、舞台構成等を家政学科服飾文化専攻の学生が中心となり、大学・短大の垣根を越えて全学生が自由に参加できるのが特徴である。さらに、平成21（2009）年より外部施設での公演も行われており、令和2（2020）年2月14日に、エルパーク仙台において2回のショーが開催された。

